

## 環境保護地区の解除理由の明確化について

## 環境保護地区の指定解除理由 (平成 15 年の条例改正時)

- 1 自然災害等によって緑地が消滅した場合
- 2 道路等の公共施設又は医療施設等の公益上必要な建築物に供される場合
- 3 相続による経済的な理由により解除の申出があった場合
- 4 保護協定締結後 10 年を経過して、協力者から解除の申出があった場合
- 5 環境保護地区の土地を相続して 5 年以上経過後、相続人から解除の申出があった場合
- 6 環境保護地区の土地を購入して 5 年以上経過後、地権者から解除の申出があった場合
- 7 その他市長が特に認めた場合



環境審議会の承認を経て、条例改正

## 条例第 6 条

市長は、環境保護地区の指定の変更及び解除（以下「環境保護地区の指定解除等」という。）を次の場合に行うことができる。

- (1) 自然災害等によって緑地が消滅した場合
- (2) 社会福祉施設、医療施設、道路等の公益上必要な施設の建築、建設等が行われる場合
- (3) 相続により環境保護地区の土地の所有者、管理者又はその他の権限を有する者に変更があった場合で、当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由により解除の申出があったとき
- その他の規則で定める場合
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、市長がやむを得ないと特に認める場合

## 施行規則第 5 条

条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める場合とは、次の各号のいずれかの場合とする。

- (1) 相続により所有者等に変更があった場合で次のいずれかに該当するとき。
  - ア 当該環境保護地区を相続した者から経済的な理由による解除の申出があったとき。
  - イ 当該相続があった日から 5 年以上を経過している場合で相続人から解除の申出があったとき。
- (2) 売買等により所有者等に変更があった場合で、当該変更から 5 年以上経過し、当該環境保護地区の新たな所有者等から解除の申出があったとき。
- (3) 環境保護地区保護協定締結後 10 年以上を経た場合で、当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったとき。